

国民健康保険税が引き上げられます

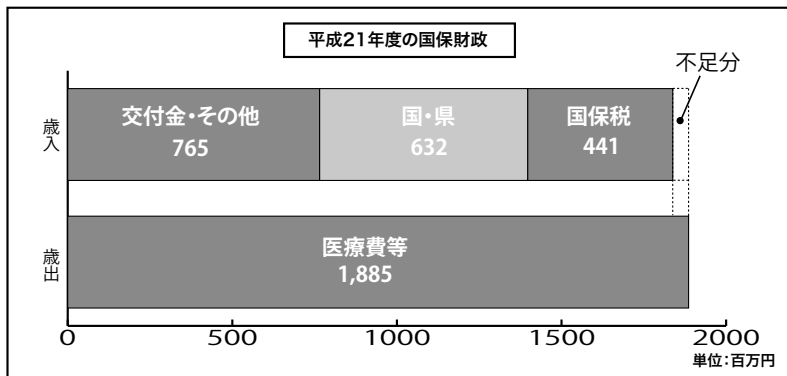
国保税率の引き上げにご理解とご協力をお願いします

国 国民健康保険税（国保税）は、その年度にかかる医療費の支払いを予測し決定されています。今年度の税率を平成21年度と同じにした場合、予測される医療費の支払いに対して約6、100万円不足する計算となりました。

また、今後も医療費はこれまで同様に増え続けることが予測され、現在の国保税の収入額では、増え続ける医療費に対応していくことができません。

そのため、町では平成22年度の国保税率を改定させていただくことになりました。納税者みなさんには、ご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。

平成21年度の国保財政

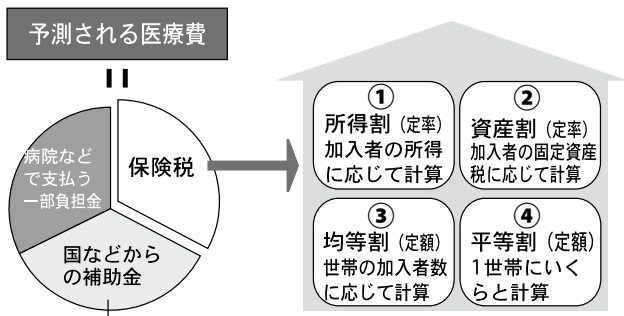


平成21年度の国保財政は、歳入に対し、歳出が上回り、基金の取り崩しにより対応しました。

平成22年度の国民健康保険税

国保税率の改定により、平成21年度と比較すると、平均で一世帯当たり約15割の増額となります。

※収入額や世帯構成によっては、20割から30割増額になる場合があります。



※国・県からの補助金や交付金などのほかに、町の繰入金も含まれます。

★国保税は、その年度にかかる医療費を予測し、保険税に係る負担分を①～④の計算方法により試算します。その結果、平成22年度の国保税率は、下記のとおりとなります。

▼平成22年度の国保税率

(上段:22年度、下段:21年度)

国保税の項目		医療分	後期高齢分	介護分(40~64歳)
①所得割	加入者の所得に応じて計算	7.90%	2.10%	2.85%
		6.00%	1.20%	1.45%
②資産割	加入者の固定資産税に応じて計算	16.00%	6.00%	0.90%
		24.00%	8.80%	1.35%
③均等割	被保険者1人当たりの金額	21,600円	6,900円	8,000円
		21,200円	5,800円	6,800円
④平等割	1世帯当たりの金額	24,400円	5,400円	7,400円
		24,000円	4,400円	5,900円
課税限度額	年税額の課税最高額	50万円	13万円	10万円
		47万円	12万円	10万円

※年税額は、上記①～④の合計となります。(100円未満切り捨て)

国民健康保険制度とは

国民健康保険（国保）は、病気やケガに備えて加入者（被保険者）がお金（国保税）を出し合って医療費などにあてる「助け合いの医療保険制度」です。

国保財政は、加入者みなさんの国保税と国・県の補助金や交付金、町からの繰入金を財源に運営しています。

国保財政が赤字になっています

国保税の額は、その年度にかかる医療費の支払いを予測し、決定されています。医療費などの支払いが増えれば、国保税の増税により対応せざるを得ません。

平成21年度は、財源不足により国保会計の貯金である基金の取り崩しにより対応しましたが、決算見込みでの単年度収支は基金分を除くと、4、744万円余りの赤字となります。

要因としては、次の二つがあげられます。

要因① 増え続ける医療費

国保財政を圧迫する要因のひとつは、少子高齢化の急速な進行や医療技術の高度化に伴い医療費が年々増えてきていることです。

平成21年度の医療費を平成19年度と比較すると、1億2、400万円増えています。

